

令和7年11月12日版

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
1	食事付きの場合、適切に宿泊料金と食事代を分けるようにとあったが、適正な金額の判断は誰がするのか。行政が判断するのか。	食事付きの料金設定しかない場合は、各施設で実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。どうしても食事代の除外ができない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。
2	素泊まりなので、6,000 円未満になるが、その場合は宿泊者数等の報告は必要か。	特定宿泊施設に該当する場合は、報告の必要はありません。
3	報奨金については5年後には減額になってしまう。費用面の負担を減らしてほしい。	宿泊税を先行して導入している他都市でも同様の割合であるので、ご理解いただきますようお願いします。
4	エルタックスの導入をしたいと考えていたが、全国展開している宿のため、当宿だけ対応しようとすると不都合が出てくると、本部担当も対応を渋っている。エルタックス側へエルタックスを対応してもらえるように働きかけをしてほしい。	機会をとらえて要望していきます。
5	民泊をしている。エアビーでの申し込みについて、現金のやり取りはない。領収書を出さないが、どのようにすればよいのか。	帳簿等で宿泊料金等の内訳、流れが分かれば問題ありません。
6	契約先で手数料が引かれ、残りが振り込まれる、振り込まれた金額で宿泊税を判断して納めればよいのか。	契約先と事前に契約した金額で判断します。
7	宿泊がないが、宿の部屋だけ使った場合は宿泊税の対象か。日を跨いだら宿泊税の対象になるのか。	宿泊施設が宿泊者との契約において、宿泊として取扱うものが宿泊税の対象となります。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
8	宿泊税だけの領収書を発行することは可能か。	構いません。
9	納税申告納入は毎月で確定か。税務処理を他のものと一緒に一括でやっていただくような仕組みになると負担軽減になる。	預り金のため、毎月申告、納入をお願いします。
10	宿泊税案内等に、宿泊税の税率税額免税点について1人当たりいくらかと明記。入湯税は子供から徴収していない。宿泊税は子供からも、もらうと明記してほしい。	パンフレット等に掲載を検討します。
11	一人 6,000 円とあって、10 円超えた場合、10 円返して宿泊税を回避することは可能か。	課税逃れとみなされない対応をお願いします。
12	クレカ払い等は翌月に支払いが行われない、キャッシュフローに影響がある。1か月間の猶予だと期日が短い、納税期限を検討してほしい。(月末締め of 翌々月払いになるとありがたい)	松本市宿泊税条例第9条において、特別徴収義務者は、前月の初日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税について、毎月末日までに市に納入いただく旨を規定していることから、宿泊施設における入金の有無に関わらず、月ごとの宿泊実態に応じた宿泊税額について期限までに申告納入をお願いします。
13	問合せ先について、宿泊者用の支払いについての質問の窓口をパンフレット等に明記してほしい。	記載します。
14	宿泊当日、宿泊税を知らなかった等ならないように、周知をお願いしたい。	ポスター、パンフレット、ホームページ等を通じ周知してまいります。また、松本駅構内に一定期間周知のための横断幕を掲出します。
15	6月1日から始まるが5月31日宿泊分からが該当か。 6月1日の宿泊について、0時30分チェックインは対象か。	宿泊税における宿泊日とは、宿泊施設へチェックインした日として取り扱ってください。ただし、これによることが困難な場合(チェックインが0時以降等)は、宿泊施設で作成する帳簿等に記載された日をもって宿泊日として差し支えありません。

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
16	令和10年の国スポについての扱いはどうなるか。	今後検討します。
17	OTA割引時の対応を詳しく明示してほしい。	OTAとの契約額により判断をお願いします。
18	旅行サイトなど経由した宿泊について、事業者は実際宿泊者が払った額を把握していない。	旅行サイトとの契約額により判断をお願いします。
19	客とのトラブル時のホットラインの開設をお願いしたい	連絡先等はパンフレット等に掲載します。
20	大学の教育研究活動の学会、シンポジウム等の扱いについて。	学生を引率する場合は学校長の証明により課税免除となりますが、教員が単独で参加する場合は該当になりません。
21	通常1年前から宿泊予約が入るため、早急に案内等の用意をしてほしい	印刷ができ次第お送りします。
22	いろいろなプランがあるため、トラブルになった際にホテルが判断できるような、権限を示してほしい。	「松本市宿泊税特別徴収義務者証票」を交付します。
23	特別徴収義務者の申請を事業所から申請するのはおかしいのではないか。	松本市宿泊税条例第10条において、宿泊施設の経営を開始しようとする日前5日までに特別徴収義務者として登録の申請をする旨を規定しています。今回はすでに開始している宿泊施設には登録にかかる一式を送付しますので登録をお願いします。
24	いろいろな宿泊形態(サイト経由、ポイント利用、ポイント付与、県民割等)があるので、それぞれ例を示してほしい。	・サイト経由については、18番で回答のとおりです。 ・会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常料金の一定割合又は全額を値引きした場合には、割引後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引についても同様です。ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。 ・宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者(第三者)から当該

	宿泊事業者からのご質問	松本市の回答
		宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を、宿泊料金とします。
25	教育活動の証明を当日出せない場合の対応について、証明書は後日でよいか、宿泊税は徴収しなくてよいか。	予約時に証明書が必要なことについて説明をお願いします。証明書の提出がない場合は徴収をお願いします。
26	ネット決済しているが、システム上人数、料金の設定ができない。一律でとられてしまい、とらなくてもよい方からとってしまう場合に罰則や法律違反になるのか、どのように対応すればよいか。	ネット決済後、徴収の必要がない方には宿泊時に現金で返金する等臨機応変な対応をお願いします。
27	連続して5泊した場合で曜日によって料金が違う。6,000円以下、以上を確認し、請求する際、5泊のうち、3泊分は6,000円以上で宿泊税徴収するという考えでよいか。	ご推察のとおりです。
28	1泊2食、夕食・朝食を除き、6,000円未満になることが多い、そうなると、素泊まり6,000円に宿泊税がかかるという、逆転現象となるが、構わないか。	免税点以上の宿泊は課税の対象とします。